

葛飾区障害者施策推進計画(素案)及び第3期葛飾区障害福祉計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

障害福祉課  
 障害者施設課  
 保健予防課

1 実施期間  
 平成23年12月14日(水)から平成24年1月13日(金)まで

2 閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、ウェルピアかつしか、保健所、保健センター、シニア活動支援センター、地域包括支援センター、男女平等推進センター、福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課 計43か所  
 ※区ホームページからも閲覧できるようにしました。

3 意見総数

意見提出者 8人、4団体 意見総数 44件

4 提出された意見

- (1) 葛飾区障害者施策推進計画(素案)に関するもの 30件
- 「障害者数の推移等」に関するもの 2件
  - 「相談体制の充実」に関するもの 4件
  - 「生活支援」に関するもの 9件
  - 「一般就労への支援」に関するもの 4件
  - 「防災体制の充実」に関するもの 10件
  - 「普及・啓発の充実」に関するもの 1件
- (2) 第3期葛飾区障害福祉計画(素案)に関するもの 8件
- (3) その他 6件

5 提出された意見と区の方  
 考え方  
 別紙のとおり



## 葛飾区障害者施策推進計画(素案)及び第3期葛飾区障害福祉計画(素案)に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いについて】 ◎：計画案に取り入れる ○：計画(素案)に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
葛飾区障害者施策推進計画に関するもの 30件				
障害者数の推移等に関するもの 2件				
1	8 ページ 本区の障害者数の推移等 13 ページ 障害者意向等調査	障害者の実態把握において、手帳の種類からの分析になっているが、年齢別での把握も必要ではないか。	△	計画(素案)においては、紙面に限りがあるため、手帳の種類別の記載に留まっていますが、障害者意向等調査も含めて、年齢別の実態把握をしています。
2	8 ページ 本区の障害者数の推移等 13 ページ 障害者意向等調査	聴覚と知的のダブル障害等の重複障害者の把握や分析についても、今後、期待する。	△	重複障害者等の実態についても、把握をしています。今後、細かな分析について、検討していきます。
相談体制の充実に関するもの 4件				
3	31 ページ 1 相談体制の充実	精神障害の分野においてもケアマネジメンツの必要性からサービス等利用計画の作成が必要ではないか。	○	精神障害に係るサービス等利用計画については、民間指定相談事業所と連携し、準備期間を経て作成を開始する方向で検討しています。
4	31 ページ 1 相談体制の充実	精神障害の地域活動支援センターの担う役割に見合う人員の配置や計画にある相談支援事業所の設置、質的向上のための研修を期待する。	△	精神障害に関する相談に対応するための地域活動支援センターについては、現在区内に3箇所の民間事業所があり、数の上ではすでに増設を図る必要はないと思いますが、事業所の質的向上については、施設運営者と意見交換を行い、適切な方策を検討していきます。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（案案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
5	31 ページ 1 相談体制の充実	支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設定し、その意向が反映される制度にしてほしい。	□	平成24年度から段階的に、障害福祉サービスを利用するすべての障害者（児）を対象に支給決定プロセスの見直しが行われます。新たな支給決定に障害者の意向がどのように反映されるか注視していきます。
6	31 ページ 1 相談体制の充実	相談支援におけるペースとなる情報や共有すべき情報、支援の方向性等について、書類様式を区が示してほしい。	△	サービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成するための様式が国から示される予定です。その他、相談支援に必要な情報共有様式については、今後、具体的な事例を検討する中で、相談支援事業所等の関係機関と調整していききたいと考えています。
<b>生活支援に関するもの 9件</b>				
7	33 ページ 4 生活支援	グループホーム・ケアホームの整備支援は毎年1箇所となっているが、不十分である。是非、整備支援等、充実を期待する。 (同様の意見が他に2件)	△	計画（案案）に記載のとおり、区内には平成23年9月現在で、68施設、定員総数354人のグループホーム・ケアホームが設置されており、平成26年度までにおける必要見込み量は満たされています。しかし、介護者が高齢や病気により、急に介護ができなくなる状態などに備えて、グループホーム・ケアホームの整備を進めていく必要があると考え、毎年1箇所の整備支援を進めていきます。
8	33 ページ 4 生活支援	精神障害を主とするケアホームが区内に存在しないことから、ケアホームの整備・運営支援を期待する。実施また、区内にはショートステイが実施事業所はないが、同様の事業があれば精神障害者の単身生活のサポートにつながる機会が増える可能性がある。区内事業者への委託サポート等若しくは葛飾区独自の家賃助成制度等を期待する。	△	精神障害者の地域への移行を促す上では、グループホームやケアホーム等、地域で暮らすことのできる社会資源の充実が求められています。考えており、利用者とグループホームを運営する事業所に対しては、国・都の制度と併せ、開設準備費や施設借上費の助成により施設の運営を図るよう支援していきます。また、単身生活サポートにつながる地域定着に向けた事業実施についても検討を進めていきます。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
9	33 ページ 34 ページ 4 生活支援	幼児・児童の学童保育クラブ・通所施設・ケアホーム等の複合施設の建設を進めてほしい。	△	障害者施設の整備については、施設の整備を行う社会福祉法人等に対して、建設費の一部を支援していきます。どのような施設又は複合施設にしていくのか等については、今後、施設を整備する社会福祉法人等と調整をしていきます。
10	34 ページ 4 生活支援	地域生活支援型入所施設の整備支援について、精神障害者も対象にしてほしい。	○	今後、施設内容、規模、対象障害の範囲、地域移行方法等について、検討をしていきます。
11	34 ページ 4 生活支援	区内に入所施設の建設を早急にお願ひしたい。	○	今後、区内における地域生活支援型入所施設の整備支援について、具体的に検討します。
12	35 ページ 4 生活支援	短期入所の施策の充実を、特にお願いしたい。 「ケアホームや入所施設の整備支援を行う際」との表記もあるが、通所施設・相談支援等、幅広い施策の中での検討をお願いしたい。	○	短期入所先の確保は、葛飾区にとって課題となっております。今後、様々な方法を模索して、短期入所施策の充実を図っていきます。
13	35 ページ 4 生活支援 44 ページ 障害福祉計画	精神訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所等を対象としたネットワークの構築は、ぜひとも高年齢化により、また、精神障害の事業所や地域包括支援センター等との連携も必要となるため、施策として盛り込んでほしい。	△	ネットワークの構築については、「葛飾区地域精神保健福祉連携会議」の場などで検討し、進めていきたいと考えています。介護保険関連事業所等とは、現在も必要に応じて連携をとっておりますが、今後とも適切な役割分担のもと関係機関と連携を密にするように検討を進めていきます。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
一般就労への支援に関するもの 4件				
14	36 ページ 8 一般就労への支援	障害者就労訓練システムの整備について、精神障害者は対象になるのか。 また、対象になる場合、どこでどのように受入れられるのか。	○	障害者就労訓練システムの整備については、障害の種類に関わらず、それぞれの障害の特性に合わせて、就労支援センターで実施しています。
15	36 ページ 8 一般就労への支援	チャレンジ雇用について、精神障害者も対象にすることだが、年間5名の内訳を知りたい。	○	平成23年度、3人の知的障害者の方を臨時職員として雇用しました。平成24年度は、知的障害者に加え、新たに2人の精神障害者の方を臨時職員として雇用する予定です。
16	36 ページ 8 一般就労への支援	中途障害者への就労継続支援、新たな就労支援の課題に特化した支援事業を計画に反映してほしい。	△	中途障害者への就労支援は、就労支援センターで担っています。が、ご意見にあるように、就労を継続することが困難な中途障害者への支援について、どのような方法や施策が必要か、今後、検討していきたいと考えています。
17	37 ページ 8 一般就労への支援 45 ページ 障害福祉計画	定着支援について、就労後症状が悪化し休職している方は6か月は支援体制があるが、その後の支援体制が無いため、P4.5の③相談支援体制の充実の項目に求職中の精神障害者のリワークの相談も設けてほしい。	△	就労移行支援事業の場合、就職後6か月の支援体制が終了した以後の支援体制やリワーク支援（職場復帰支援）の相談については、就労移行支援事業所と就労支援センターで調整して個別事例ごとの相談支援方法を検討していきたいと考えています。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
<b>防災体制の充実に関するもの 10件</b>				
18	38 ページ 1 1 防災体制の充実	高齢者や身体障害者が長い避難生活に耐えられるよう第1順位の避難所のバリアフリー化等の整備をしてほしい。第1順位避難所のルール作りに区民を巻き込み作成してほしい。第2順位避難所の周知をしてほしい。	◎	災害時においては、まず第1順位避難所（学校等）に避難をしますが、この避難所において集団での避難生活が難しい障害者は、第2順位避難所である障害者施設において、受入れを行います。現在、第1順位避難所と成る学校においては、スロープの設置等のバリアフリー化を進めています。また、避難所のルール作りについて、各学校ごとに避難所運営会議を設置し、区民の方々と検討していますので、その中で障害者等の意見も反映していきます。第2順位避難所については、運営マニュアルや障害者避難所マップを作成し、周知を図っていきます。
19	38 ページ 1 1 防災体制の充実	通所施設に宿泊設備を整え、避難生活が円滑にできるようにしてほしい。少しでも慣れるよう宿泊体験も実施してほしい。	○	災害時には、障害者施設を第2順位避難所として指定します。避難生活を送る際の必要な物資については、計画を作成し、備蓄していきます。宿泊体験については、今後、施設を運営する事業者と検討していきます。
20	38 ページ 1 1 防災体制の充実	施設に対して災害用飲料水、食糧の備蓄・毛布など準備への支援策を考えてほしい。	○	災害時において、避難生活を送る際の必要な物資については、備蓄計画を作成し、整備していきます。
21	38 ページ 1 1 防災体制の充実	災害時の障害者の避難誘導について、日頃から複数のルートや避難場所を想定するよう指導してほしい。安否確認は、要援護者リストの作成も有効だが、障害者団体や障害者施設職員のつながりをもつと活用してほしい。	○	今後、災害時の要援護障害者の避難支援計画を策定する際に、個々、具体的に検討していくとともに、これまで以上に、関係団体や施設等と連携を図っていきます。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れられる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れられないが、今後の参考にされる □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
22	38 ページ 1 1 防災体制の充実	福祉施設の職員は災害が起きたら行政ですべてやってくれると思っっている傾向がある。区から施設等に対し、災害対策について強く働きかけをしてほしい。	○	今後、要援護障害者の避難支援計画の策定などを通じて、これま で以上に、第2順位避難所となる施設等との連携を図っていきま す。
23	38 ページ 1 1 防災体制の充実	災害時、緊急時の対応サービス研修等を区の職員、民間の介護会社の方には是非定着化してほしい。	△	災害時の要援護障害者の避難支援計画を策定する際に、緊急時の 対応サービス研修等についても、具体的に検討していきます。
24	39 ページ 1 1 防災体制の充実	障害者の避難所について、場所だけでなく具体的に支援策を提示してほ しい。障害者用のオムツ、食事、薬 など円滑に配給してもらえらる場所な ど必要な情報は事前に可能な限り周 知徹底をしてほしい。	○	第2順位避難所については、避難所ごとに運営マニュアルを作成 し、どの様な支援をしていくかを明確にするとともに、避難生活 を送る際の必要な物資の備蓄計画を作成します。また、要援護障 害者避難支援計画において、必要な物品の配給等についても検討し ていきます。
25	39 ページ 1 1 防災体制の充実	早急に区内共通の安心カードを作成してほしい。携帯し易いカードサイ ズにし、医療情報だけでなく家族等 の連絡先も入れてほしい。障害者だ けでなく、高齢者など広く区民が利 用できるように区の機関等で配布し てほしい。 (同様の意見が他に1件)	△	今後、どの様な情報を記載するのが有効的なのか等も含めて、関 係機関で検討していきます。
26	39 ページ 1 1 防災体制の充実	災害時には、障害児・者に対する優 先的な支援、保護をお願いしたい。	○	災害時における要援護障害者のリストの作成を含めた区内全域の 要援護障害者を対象とした避難支援計画を作成します。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れられる ○：計画（素案）に盛り込まれていない  
 △：計画案には取り入れられないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
普及・啓発の充実に関するもの 1件				
27	40 ページ 1 3 普及・啓発の充実	区内の医療機関、警察など公共性の高い機関に、障害者理解のためのマニュアルの配布等を実施するなど障害者理解推進をお願いしたい。	△	障害者への理解を深めるため、様々な機会を通じ、様々な方法で、情報発信等をしていきます。
葛飾区障害福祉計画に関するもの 8件				
28	44 ページ 障害福祉計画	精神障害者の生活支援には医療と福祉の連携も重要であり、「区内外の精神科医療機関をはじめ、在宅医療（精神科デザインケア、訪問介護など）、地域福祉（相談支援事業所、地域活動支援センター、居宅介護事業所等）との連携した取り組みが重要である。」という表現にするべきである。	○	こころの健康を推進する上で、精神障害者に対して医療と福祉両面での支援が必要と考えています。計画（素案）では「訪問看護や在宅生活を支える支援事業所等」という表現としています。
29	44 ページ 障害福祉計画	「葛飾区地域精神保健福祉連携会議」、「精神障害者就労及び相談支援部会」等において限られた人員、時間のなかで連携を密に図り、地域ネットワークづくりの要となる会議の運営を希望する。	△	「葛飾区地域精神保健福祉連携会議」については、十分にその成果を上げられるように会議体の方について見直しを進めています。また、「精神障害者就労及び相談支援部会」については、個別のケースや検討事項について関係機関が意見や情報を出し合い課題を共有する場として今後も運営していきます。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にす □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
30	50 ページ 障害福祉計画	障害者の調査では、身体・知的・精神の個別に回答があるのに、「自立支援給付事業の必要な見込み量の算出」では重度の方と一緒にでは精神障害の方の実績も見込みも数字が明確にみえない。	△	障害者意向等調査は、それぞれ障害の特性に応じて調査項目を設定し、今後の区における効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得るために実施したものです。 一方、障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づきものであり、障害の種別に関わらず、必要な見込み等を記載しています。今後、障害別の実績も明確にしていきたいと考えられています。
31	57 ページ 障害福祉計画	第2期計画における長期入院中の精神障害者の退院可能対象者に比べて、相談支援の平成24年度の見込みの対象者が少ないのではないかと。地域移行支援実施事業所への交通費支給等により、遠方の医療機関入院中の区民に対してサービスが充足されることを期待する。	△	第2期計画では、東京都の推定した長期入院者数のうち、退院が可能なお対象者数に基づいて、人口割で推計しました。第3期計画では、地域移行支援と地域支援の各々の支援を受ける対象者の数を、東京都の推計をもとに設定しました。 また、実施事業所への交通費支給等のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
32	58 ページ 障害福祉計画	相談支援の必要な見込み量確保の方策は「計画相談支援については、自立生活支援センター（ウエルピアかつしか内）等の相談支援機関において」のように民間を含めた計画相談支援の実施を盛り込むべきであり、ニーズの把握、計画実施のモニタリングにも力を注ぐ必要性に触れらるべきである。	◎	障害福祉計画は、今後3年間の計画であるため、ご意見を踏まえ民間事業者も含めた表現に修正させていただきます。ご必要性については、計画（素案）の中の「サービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応します」という表現の中に含めています。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考に作る □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
33	59 ページ 障害福祉計画	障害者相談支援事業について、「精神障害者に関する民間指定相談支援事業者2箇所」とあるが、3箇所ではないか。 第2期計画の平成23年度実績も12箇所、第3期計画見込みも12箇所ではないか。	◎	民間指定事業者としては2事業者ですが、ここで記載すべきは「事業所」としての箇所数であるため、ご指摘を踏まえて修正します。
34	59 ページ 障害福祉計画	成年後見制度利用支援事業の区長申立件数について、障害当事者の高齢化に伴い、ニーズが急速に増える可能性は否定できない。他の数値と同様の伸び率に合わせた見込みを示すべきである。	△	区長申立件数については、これまでの実績等を踏まえて必要な見込み量を算出していきます。 今後の推移等を注視していきたいと考えています。
35	62 ページ 障害福祉計画	移動支援事業サービスについて、利用者や延利用時間数とが示されているが、各障害別での実績を教えてください。 また、精神障害者の利用基準はどうなっているのか。必要とする方に利用しやすい制度になることを希望する。	△	移動支援事業については、屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うもので、障害の種類により利用可能な時間数が定められています。 平成23年度の4月から8月までの移動支援の障害別利用者や延利用時間数、知的障害者が295人、3,462時間、精神障害者が5人、13時間となっています。 精神障害者の利用基準については、自立支援医療の支給認定を受けられている方を対象として、身体・知的障害者と同様に目的が社会参加や財産保全等定められたものであり、区長が安全確保のため必要と認めたものに限りに利用が可能です。その他、宿泊を伴わないことなどの要件があります。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
その他 6件				
36	その他	パブリックコメントの実施に際しては、従前と同じように各保護者にも施設で閲覧できるように措置をお願いしたい。	<input type="checkbox"/>	施設をパブリックコメントの閲覧場所にする、不特定多数の人が閲覧をすることになり、施設運営に支障をきたす恐れがあります。そのため、今回は、広く区民等の方からご意見をいただけるよう、多くの方がご利用される区民事務所や図書館等、区内43箇所を閲覧場所とし、希望者には計画（素案）を配付しました。また、区の提出も受け付けました。各施設に対しても、計画（素案）を配付するなど、意見提出がしやすい環境を整えました。
37	その他	障害者の基本的な権利の行使が実現できる新たな福祉法の速やかな制定や、介護保険優先原則を廃止し障害者の特性を配慮した選択制等の導入を国へ働きかけてほしい。	<input type="checkbox"/>	国は、平成25年8月までに新たな総合的な福祉法制である障害者総合福祉法（仮称）を実施するとしています。今後、国の動向を注視していきます。
38	その他	ヘルパーのプールの指導・入浴を認めてほしい。 また、ヘルパーに対し定期的に指導研修をしてほしい。	<input type="checkbox"/>	移動支援、同行援護、行動援護のサービスは、移動を支援するもので、家庭内での入浴以外の介助やプール指導は想定していません。 ホームヘルパー等の指導研修は事業所の役割となりますが、ホームヘルプ等従事職員の質の向上の観点から研修の実施を検討していきます。

【取扱いについて】

◎：計画案に取り入れる ○：計画（素案）に盛り込まれている  
 △：計画案には取り入れないが、今後の参考にする □：意見・要望としてお聞きする

No.	関連する素案の箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
39	その他	障害者の余暇支援、生涯教育のために、ポニースクールかつしか・アニマルパートナーの参加可能年齢を高くしてほしい。	△	子ども動物広場（ポニースクールかつしか）は、個人を対象とする教室は、区内在住又は在学の小学生から中学生を対象としています。障害児を対象とする教室であるパートナーアニマルの場は、区内在住又は在学の小学生から20歳までの方を対象としております。パートナーアニマルの年齢制限の引き上げについては、活動回数としてのポニーの体力的な面や活動場所の制約などから、課題が多いと考えていきます。今後、実施の可能性の有無も含めて事業者と検討していきます。
40	その他	緊急一時保護事業のレスパイトに利用できる場所と日数を増やしてほしい。	△	区内では4箇所の施設において緊急一時保護事業を実施していますが、宿泊の利用ができる施設は3箇所しかありません。レスパイト（介護者の休養）利用を増やすと緊急時に利用しなければならぬ方が利用できなくなる恐れがあるため、難しい状況です。今後、新たな施設整備等に合わせ緊急一時保護事業又は短期入所事業の実施を働きかけていきます。
41	その他	作業所として公園清掃を行っているが、放射線の線量が心配である。放射線の線量測定とその結果への対応をお願いしたい。	△	葛飾区では、すべての区立の公園や児童遊園の空間放射線量の測定を平成24年1月末に終了し、これまで除染等、必要な対応を行ってきています。測定結果については、区のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

